



巻頭特集

鳥取県居住支援協議会 会員の紹介



社会福祉法人こうほうえん

法人本部 地域総合支援室 室長 田山 泰久

●「互恵互助」社会をめざして

「こうほうえん」は、1980年（昭和55年）広江病院（現養和病院）が創立50周年を迎えたとき、何か恩返しできる事業を始めたいと設立されたことが原点です。お互いが助け合い、お互いが幸せを分かち合う「互恵互助」の精神を法人の理念とし、皆さまのご要望にお応えできるよう、21世紀型の福祉事業に取り組んでいます。

「こうほうえん」では独自の利用料減額や、実習・見学・交流活動の経費を負担するなど、一般企業の法人税分を地域へ還元すべく取り組んできました。これは「こうほうえんの哲学」の一つです。そして平成26年4月に「地域総合支援室」を設置し、居住支援事業をはじめとした地域貢献活動をよりわかりやすく進めてまいりました。民間として法律制度にとらわれることなく、皆様の「幸せ」を目指してお手伝いをさせていただきます。

何なりとご相談ください。



お問い合わせ

社会福祉法人こうほうえん 本部

TEL 0859-24-3111

FAX 0859-24-3113

〒683-0853 米子市両三柳1400

巻頭特集

鳥取県家賃債務保証事業について



鳥取県家賃債務保証事業

保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない方を支援するために鳥取県独自で「鳥取県家賃債務保証事業」を創設しました。本事業は、鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会に委託して実施します。

本事業の利用希望者は、あんしん賃貸相談員に賃貸住宅への入居相談とあわせて本事業の利用についても相談し、その後、鳥取県社会福祉協議会へ家賃債務保証事業を申し込みます。

参考) <http://tottori-kyoju.com/rent.php>

事業目的 家賃を支払えるにも関わらず、保証人がおらず過去に債務不履行がある等の理由で既存の債務保証制度が利用できない方を対象に独自の家賃債務保証制度を創設し、賃貸住宅への入居を支援します。

対象住宅 鳥取県内にある本事業の債務保証契約の締結が可能な賃貸住宅(月額家賃上限10万円)

対象者 (1)給与、年金、生活保護(※)その他の安定した収入があり、対象住宅の家賃及び共益費(以下、「家賃等」という。)を継続的に支払うことができること。
※収入に生活保護が含まれるときは、対象住宅の月額の家賃は、住宅扶助の月額の家賃に係る当該市町村の限度額を上限とし、原則として代理納付を行うことを要件とする。
(2)保証人が確保できないこと。
(3)月収(世帯全員の合計額)が対象住宅に係る月額の家賃等の2倍以上あること。
(4)家賃等を滞納中でないこと。
(5)本事業以外の家賃債務保証(一般財団法人高齢者住宅財団が実施するものを除く)の契約を締結することができないこと。
(6)過去に本事業を利用したとき、3か月以上の家賃滞納がないこと。
(7)過去に本事業を利用したとき、信義に反する行為を行っていないこと。
(8)自立(他者の支援によるものも含む。)した日常生活を送ることが期待できること。
(9)対象住宅に入居を希望する者全員が、暴力団員でないこと。

保証料 2年間15,000円(更新時も同額)

保証の対象 (1)滞納家賃等
(2)残存家財の処分に要する費用及び退去に伴う原状回復に係る費用
※保証上限金額は(1)と(2)の合計で家賃等の5か月分



ご案内 報告

鳥取県あんしん賃貸支援事業のご案内

鳥取県あんしん賃貸支援事業とは…

鳥取県居住支援協議会の会員を中心とした行政、不動産及び福祉関係団体と、家主・不動産店といった民間事業者の方とが連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する制度です。

“貸したい人”と“借りたい人”の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅などへ安心して入居ができるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。主な取組としては、2名のあんしん賃貸相談員が、入居のご相談などを受け付けています。わからないこと、不安なことなど、お気軽にお問い合わせください。



各地域のあんしん賃貸相談員の連絡先

担当地域	事務所の所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東 部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端二丁目125(鳥取県不動産会館1F) (公社)鳥取県宅建物取引業協会	090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
中 部 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東蔵城町120-2(プライムスクエアビル3F) (公社)鳥取県宅建物取引業協会 中部支部		
西 部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市目久美町34-17 (公社)鳥取県宅建物取引業協会 西部支部	080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

このほか、本事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」と「あんしん賃貸住宅」の登録情報を、鳥取県居住支援協議会のホームページ(<http://tottori-kyoju.com>)で公開しています。

当協議会事務局で閲覧していただくことも可能ですのでご活用ください。

入居相談受付対応状況

平成25年度から平成30年度上半期まで

	H30 上半期実績				H29 実績			H28 実績				H27 実績				H26 実績				H25 実績				
	相談 件数	対応状況			相談 件数	対応状況			相談 件数	対応状況			相談 件数	対応状況			相談 件数	対応状況			相談 件数	対応状況		
		入居 決定	未決定 ※	見送り ※		入居 決定	未決定 ※	見送り ※		入居 決定	未決定 ※	見送り ※		入居 決定	未決定 ※	見送り ※		入居 決定	未決定 ※	見送り ※		入居 決定	未決定 ※	見送り ※
高齢者	49	19	22	8	78	41	14	23	92	52	20	20	54	41	2	11	47	38	2	7	60	38	10	12
障がい者	34	20	4	10	47	24	9	15	56	32	7	17	52	34	6	12	54	27	8	19	62	41	11	10
外国人	0	0	0	0	3	1	1	1	6	4	1	1	4	3	0	1	8	7	0	1	4	3	1	0
子育て世帯	13	9	3	1	32	14	5	13	28	16	6	6	27	19	2	6	25	17	1	7	25	14	8	3
その他 ※	31	14	9	8	66	42	8	16	63	42	8	13	60	43	6	11	49	35	6	8	43	31	4	8
合計	127	62	38	27	226	121	37	68	245	146	42	57	197	140	16	41	183	124	17	42	194	127	34	33

※その他:低所得者世帯、離職者、出所者など ※未決定:相談対応中のもの(次年度に繰り越し)

※見送り:相談した結果、現在の住まいに暮らす、要望に合う物件がないなどの理由で対応を見送ったもの

報告

平成30年度 鳥取県居住支援協議会セミナーを開催

平成30年度鳥取県居住支援協議会セミナー「福祉と住宅の連携強化による居住支援」を白兔会館にて開催しました。

本年度は、当協議会の課題である「見守り、緊急時の対応等の入居後の支援」「入居者に問題が発生した際のフォロー体制の構築」の解決に向けて、全国でも有数の講師を迎え先進事例を学ぶとともに、福祉関係者と住宅関係者の連携強化を図るためのグループワークを行いました。

● 日時:平成31年1月29日(火) 午後1時30分～午後4時40分

● セミナー内容

(1) **大牟田市が進めてきた福祉・住宅の連携による居住支援施策のプロセスと実践**

～居住支援協議会の取り組みから居住支援の必要性とあり方について考える～

地方独立行政法人大牟田市立病院地域医療連携室 次長兼総務課参事 牧嶋 誠吾 氏

(2) **福岡市社会福祉協議会における見守り、死後事務包括事業**

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課 事業開発係長 栗田 将行 氏

(3) **福祉関係者と住宅関係者の連携強化を目指したグループワーク**

一般財団法人高齢者住宅財団 企画部長 落合 明美 氏

